

平成31年1月度 広告表示・景品提供等に関する相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

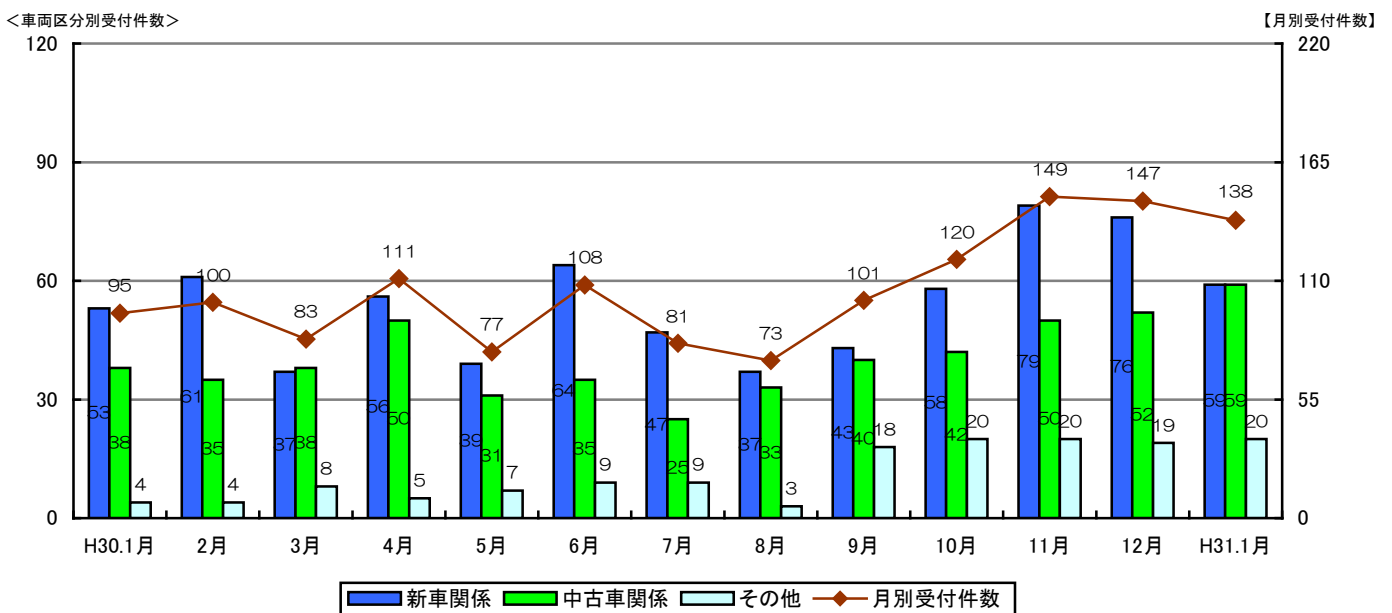
1月度の全体の相談受付件数は計138件で、前月度と比較すると9件減（新車関係17件減、中古車関係7件増）、対前年同月比では43件増（新車関係6件増、中古車関係21件増）となりました。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの相談が全体の29%（40件）を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する相談が約53%（21件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの相談（32件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する相談が全体の約38%（53件）を占めています。

【相談者の内訳・平成31年1月】

	新車関係	中古車関係	その他	計									
相談者	59	59	20	138									
広告代理店	20	13	7	40	<div style="background-color: #f4a460; padding: 2px;"> 広告代理店からの相談における広告主の内訳 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">メーカー</td> <td style="width: 30%;">4</td> </tr> <tr> <td>メーカー系ディーラー</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>中古車専門店</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> </table>	メーカー	4	メーカー系ディーラー	21	中古車専門店	15	その他	0
メーカー	4												
メーカー系ディーラー	21												
中古車専門店	15												
その他	0												
メーカー系ディーラー	18	10	4	32									
自動車関係団体	4	12	5	21									
中古車専門店	1	12	1	14									
メーカー	5	0	0	4									
中古車情報誌社	0	4	1	5									
新聞社	3	0	0	3									
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0									
その他	8	8	2	18									

【相談受付件数の推移・平成30年1月～平成31年1月】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『広告表現の可否』に関する相談が全体の約34%、『価格表示』に関する相談が約28%を占めており、両項目で表示に関する相談の約62%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	47	79.7%	その他	5	8.5%
景品関係	7	11.9%	合計	59	100%

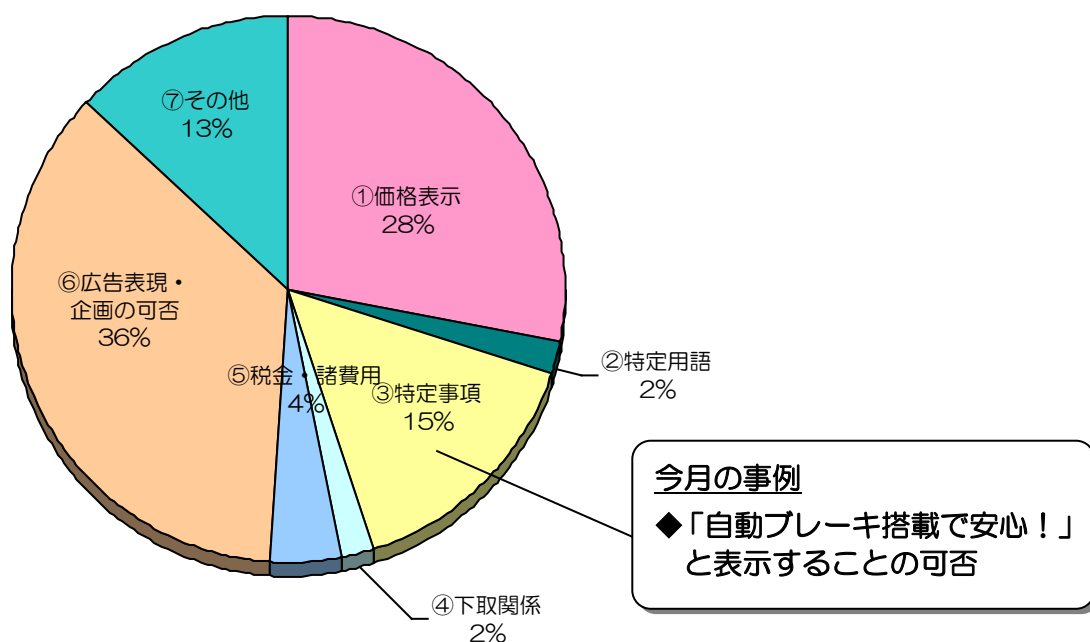
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	13	27.7%	最高速度・加速等	2	4.3%
表示方法	3	6.4%	特別仕様・限定	1	2.1%
付属品・特別仕様	2	4.3%	④下取関係	1	2.1%
割賦・リース	8	17.0%	⑤税金・諸費用	2	4.3%
②特定用語	1	2.1%	税金	2	4.3%
最上級	1	2.1%	⑥広告表現・企画の可否	17	36.2%
③特定事項	7	14.9%	広告表現の可否	16	34.0%
ランキング	2	4.3%	抽象的な問合せ	1	2.1%
安全・環境	2	4.3%	⑦その他	6	12.8%
			合計	47	100%

[景品関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	6	85.7%	抽象的な問い合わせ	1	14.3%
			合計	7	100%

【表示関係】 相談の内訳



広告表示・景品提供に関するよくある相談につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「自動ブレーキ搭載で安心!」と表示することの可否〕

Q. 今度の新型車に、いわゆる「自動ブレーキ」が標準装備となったことから、チラシ広告で告知する際、「自動ブレーキ搭載で安心!」と表示したいのですが、問題ありませんか?

新型●●は自動ブレーキ搭載で安心!



A. 「自動ブレーキ」の用語については、いかなる場合も自動で停止する（衝突を回避できる）かのような誤解（過信）を消費者に与えるおそれがあるため、平成30年1月に策定した「運転支援機能に関する規約運用の考え方」において、「自動（被害軽減）ブレーキ」、「自動（衝突被害軽減）ブレーキ」、「被害軽減ブレーキ」等、衝突被害を軽減するための機能であることが明確にわかる用語を使用することが定められています。（平成31年1月1日施行）

したがって、「自動ブレーキ」の用語を使用することはできません。また、「安心」等の用語についても、運転支援機能についての誤解（過信）を招くことに繋がりますので、使用することはできません。

また、「運転支援機能に関する規約運用の考え方」においては、運転支援機能について表示する場合は、運転支援機能の性能や機能の内容に関する説明表示に加え、機能が作動する条件や作動しない条件を表示すること（スペース等の関係により、運転支援機能に関する説明や注意喚起等を全て表示できない場合は、少なくとも、以下の①から④の要素を全て含む内容を表示すること）が定められています。

- ①運転支援機能のため、機能には限界がある旨
- ②路面や天候等の状況によっては作動しない場合がある旨
- ③機能を過信せず安全運転を心掛けられたい旨
- ④詳しくは店頭又は Web を確認されたい旨など、詳しい情報の入手方法を明示する

「運転支援機能の表示に関する規約運用の考え方」の詳細については、こちらをご確認下さい。
(http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/news/untenshien_4_h30_11.pdf)

●正しい表示例

新型●●は自動（衝突被害軽減）ブレーキ搭載!



※自動（衝突被害軽減）ブレーキは、ドライバーの安全運転支援を目的としているため、機能には限界があり、路面や天候等の状況によっては作動しない場合があります。機能を過信せず安全運転を行って下さい。詳しくは店頭又は Web をご確認下さい。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『抽象的な問い合わせ』に関する相談が全体の約34%、『必要表示事項』に関する相談が約28%を占めており、両項目で表示に関する相談の約62%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	35	59.3%	その他	21	35.6%
景品関係	3	5.1%	合計	59	100%

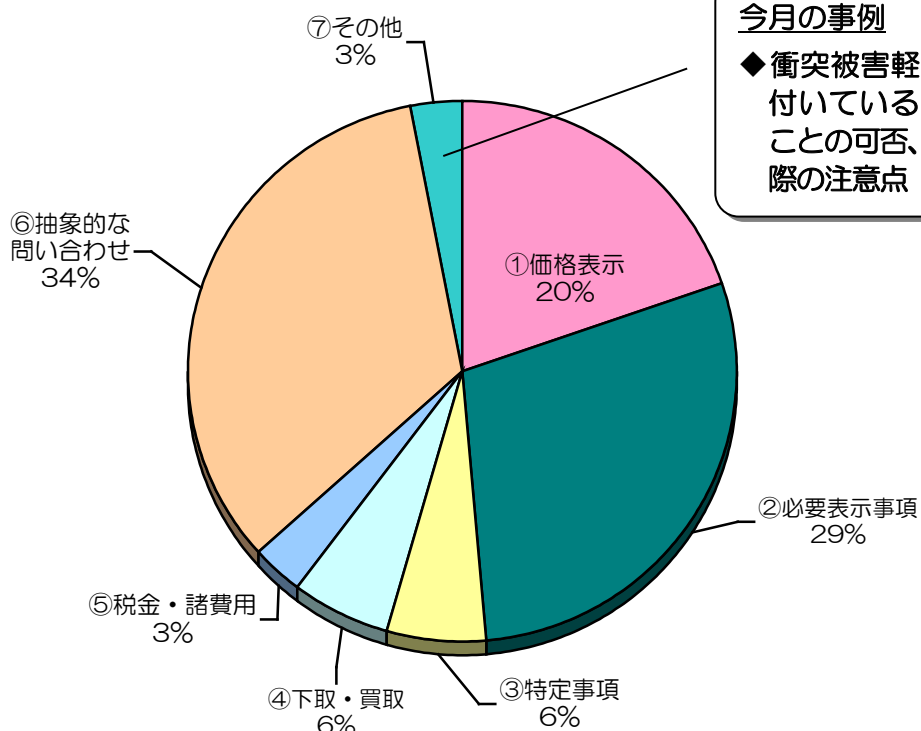
【表示関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	7	20.0%	③特定事項	2	5.7%
表示方法	2	5.7%	最上級	1	2.9%
値引き表示	2	5.7%	燃費	1	2.9%
支払い総額	1	2.9%	④下取・買取関係	2	5.7%
割賦・リース	2	5.7%	⑤税金・諸費用	1	2.9%
②必要表示事項	10	28.6%	諸費用	2	5.7%
初度登録	2	5.7%	⑥抽象的な問い合わせ	12	34.3%
走行距離数	1	2.9%	広告表現の可否	5	14.3%
使用区分	2	5.7%	企画の可否	4	11.4%
リサイクル料金	2	5.7%	抽象的な問合せ	3	8.6%
必要表示事項全般	3	8.6%	⑥その他	1	2.9%
			合計	35	100%

【景品関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	2	66.7%	オープン懸賞	1	33.3%
			合計	3	100%

【表示関係】 相談の内訳



今月の事例

◆衝突被害軽減ブレーキが付いている旨を表示することの可否、及び表示する際の注意点

広告表示・景品提供に関するよくある相談につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔中古車に衝突被害軽減ブレーキが付いている旨を表示することの可否、及び表示する際の注意点〕

Q. チラシ広告で、衝突被害軽減ブレーキが付いた在庫車に、必要表示事項と併せて、衝突被害軽減ブレーキが付いている旨を表示したいのですが、表示する際の注意点等がありますか？



コートリ 1.5X (2WD)
販売価格 150万円*

※価格には保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

衝突被害軽減ブレーキ付

■初度登録29年	■検32年12月
■赤	■10万km
■車台番号510	■修復歴なし
■保証付（1年間、走行距離無制限）	
■整納含	■リ済別

A. 中古車に衝突被害軽減ブレーキが付いている旨を表示する際は、以下の点に留意して下さい。

- ① 広告掲載する前に、カタログやメーカーのホームページ、取扱説明書等に基づき、当該車両の年式、グレード等から同機能の標準／オプション設定を確認
また、現車のセンサーの有無、スイッチ等の有無、モニターや警告灯（故障）の点灯等を確認し、同機能の搭載の有無をチェック
- ② チェック結果に基づき、衝突被害軽減ブレーキ等の運転支援機能が搭載されている旨を正確に表示し、「運転支援機能のため、機能には限界があり、路面や天候の状況によっては作動しない場合がある」旨、「機能を過信せず安全運転を心掛けたい」旨、詳しい情報の入手先等も表示


【説明表示の例】

衝突被害の軽減等をサポートする機能で、機能には限界があり、いかなる場合も衝突事故等を回避するものではありませんので、機能を過信せず、常に安全運転を心掛けて下さい。詳しくは店舗にお問い合わせ下さい。

「中古車の店頭展示車や広告において、運転支援機能を搭載している旨を表示する場合の留意点」については、こちらをご確認下さい。

(http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_20181227_01.pdf)

●正しい表示例



コートリ 1.5X (2WD)
販売価格 150万円 ※②

衝突被害軽減ブレーキ付 ※①

■初度登録29年	■検32年12月
■赤	■10万km
■車台番号510	■修復歴なし
■保証付（1年間、走行距離無制限）	
■整納含	■リ済別

※①衝突被害の軽減等をサポートする機能で、機能には限界があり、いかなる場合も衝突事故等を回避するものではありませんので、機能を過信せず、常に安全運転を心掛けて下さい。詳しくは店舗にお問い合わせ下さい。

※②価格には保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。